

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境
配慮書に対する意見

ENEOS Power 株式会社 代表取締役社長 香月 有佐から送付がありました(仮称)
扇町天然ガス発電所建設プロジェクトに係る計画段階環境配慮書に対する環境影響評
価法第3条の7第1項の規定に基づく意見は、別紙のとおりです。

令和7年7月9日

神奈川県知事 黒岩 祐治

I 対象事業の概要

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第3条の7第1項に基づき、事業者であるENEOS Power株式会社から意見を求められた計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の概要は次のとおりである。

1 事業の名称

（仮称）扇町天然ガス発電所建設プロジェクト

2 事業者

ENEOS Power株式会社

3 事業の目的

ENEOS Power株式会社はENEOSグループの完全子会社として電気・都市ガス事業を担っており、ENEOS株式会社川崎事業所の敷地内に天然ガス専焼火力発電設備（LNG火力）を新たに1基建設する。本事業を通じ、国内における電力の安定供給に貢献するとともに、川崎臨海地域の活性化への寄与を目指すことを目的としている。

4 事業の内容

LNG 火力の発電設備は最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式であり、天然ガス専焼のガスタービン及び排熱回収ボイラで生じた蒸気を利用した蒸気タービンにより合計出力約75万キロワットの発電を行う。

5 事業実施想定区域

事業実施想定区域は、川崎市川崎区扇町12番1号に位置する、約17.2万平方メートルの範囲である。

6 事業実施想定区域及びその周辺の環境

事業実施想定区域は、川崎臨海地域の埋立地であり、工業専用地域に指定されている。本事業はENEOS株式会社川崎事業所の敷地内の遊休地を賃借し実施する計画であるが、ENEOS株式会社川崎事業所の敷地内には、すでに他の事業者が賃借し、それぞれ別に発電施設を設置しているため、それらの土地以外の土地が事業実施想定区域である。

なお、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として、事業実施想定区域から約1.4キロメートルの位置に保育園及び老人ホームが存在している。

Ⅱ 審査会の審議結果等

1 審査会の審議結果について

法第3条の7第1項に基づき、配慮書について知事の意見を述べるに当たり、令和7年5月29日に、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第75条第6号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、同年6月20日に答申があった。

答申では、事業者は、早急に脱炭素化の検討を始め、二酸化炭素排出量の削減に向けた道筋を明らかにし、その取組みを推進させる必要があることなどについての意見があった。

2 関係市長意見について

条例第25条の2第1項に基づき、関係市長である横浜市長及び川崎市長に意見を求めたところ、別添1及び別添2のとおり意見があった。

Ⅲ 意見

この配慮書に対して、審査会の答申等を踏まえ、法第3条の7第1項に基づき、次のとおり意見を述べる。

1 総括事項

本計画は、LNG専焼火力を新設するものであるが、その背景として、事業者は、閣議決定された第7次エネルギー基本計画において、将来の電力需要増加が見込まれる中で、LNG火力は石炭火力と比べて温室効果ガスの排出量が少なく、将来的な水素の活用等の導入などによる脱炭素化が可能なトランジションの手段として期待されていることを挙げている。

また、ENEOSグループの取組みとして2050年度のカーボンニュートラル社会実現に向けて「カーボンニュートラル基本計画」を策定し、具体的な目標やロードマップを定めているとしている。

しかしながら、事業者においては、将来的に脱炭素化を検討するというものであり、現段階において具体の取組みはなく、その道筋も明らかにされていない。また、ENEOSグループの「カーボンニュートラル基本計画」における温室効果ガス排出量の削減計画に、本計画は直接的に関わっていないとしている。

こうした状況にあることから、事業者は、早急に脱炭素化の検討を始め、二酸化炭素排出量の削減に向けた道筋を明らかにし、その取組みを推進させること。

その上で、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。

2 個別事項

(1) 事業内容

ア 事業者は、脱炭素化に関して、ENEOSグループとしての取組みを、事業者自身の取組みとして配慮書に記載しているが、現段階において、事業者は具体の取組みを行っているものではないことから、今後、明確に区分けしたうえで、事業者の取組みを環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に記載すること。

イ 事業者は、ENEOS株式会社から借地して事業を実施するとしているが、その借地の区域が明確ではないことから、事業実施想定区域を最大限に設定するものの、実際は使用しない可能性の高い土地があるとし、その土地では環境アセスメントの調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）も行わないとしているが、事業実施区域内は調査等を行う必要がある区域であるから、これを踏まえて、今後、本計画の事業実施区域を精査し、必要に応じて事業実施区域をあらためて設定すること。

(2) 大気質

窒素酸化物の予測値については、配慮書の段階で、年平均値だけでなく1時間値による調査等を行う必要があるため、事業者は、方法書において、その対応内容及び1時間値による調査等について記載すること。

以上の意見のほか、関係市長の意見についても留意すること。

以上

横浜市長意見（意見部分抜粋）

3 意見

(1) 全般的事項について

本事業の事業計画を具体化する際には、最新のデータや知見をもとに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り回避し、又は低減するように配慮しつつ進める必要があります。また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書の作成に当たっては、分かりやすい説明を心がけるとともに、次の事項を十分に踏まえ、必要に応じて関係機関と協議する必要があります。

ア 方法書以降における地域概況の把握に際し、事業実施想定区域周辺の工業専用地域内における住居や配慮が特に必要な施設など、本事業による影響を受ける可能性がある対象の把握に努める必要があります。

イ 工事中に、発電設備のうち大型機器及び重量物を海上輸送する計画とすることから、具体的な計画について方法書以降の図書に記載する必要があります。

ウ 脱炭素化に向けて、LNG・水素の混焼発電やCCSなどを将来的に検討していくとしていることから、その時期や内容について方法書以降の図書に記載する必要があります。

エ 本事業は ENEOS 株式会社により更地化された土地で実施するとしていますが、4月から5月にかけてコアジサシ等が更地にコロニーを形成する可能性があることから、更地の状態が維持される時期等に留意する必要があります。

(2) 個別の環境要素に関する事項について

ア 大気環境

本事業は、最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式による発電設備を設置し、NO_x排出抑制対策をすることとしていることから、大気環境に重大な影響を及ぼすことはないと考えられますが、発電出力が比較的大きく、周囲に複数の火力発電所が立地していることから、NO_xの排出抑制に配慮する必要があります。

イ 水環境

発電設備からの排水を海域に排出するとしていますが、排出先の東京湾は閉鎖性水域で富栄養化しやすく、水温上昇が富栄養化を進行する要因でもあることから、排水の海水への影響を検討し、方法書以降の図書に記載する必要があります。

ウ 土壌環境

工事中及び運転開始後において、土壌汚染の原因となる物質は使用しない計画としていますが、事業実施想定区域は土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されていることから、その指定区域の土壌汚染の状況及び工事を行う範囲との位置関係を方法書以降の図書で明らかにする必要があります。また、工事の際は、工事を行う範囲における土壌汚染の状況を確認したうえで、適切に対応する必要があります。

エ 温室効果ガス

LNG火力は石炭火力と比べて温室効果ガスの排出量が少ないとしていますが、化石燃料を使用することから、発電設備の稼働に伴う排ガス中の温室効果ガスの排出削減に最大限取り組む必要があります。併せて、工事中や発電設備以外の温室効果ガスの排出削減にも積極的に取り組むとともに、それらの排出削減の取組について方法書以降の図書に記載する必要があります。

川崎市長意見（意見部分抜粋）

1 全般的事項

対象事業は、環境性及び経済性に優れた最新の高効率ガスタービン・コンバインドサイクル発電方式による天然ガス火力発電設備（約 75 万 kW）を新設するものであり、復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用することにより、事業に伴う環境負荷をできるだけ抑える計画としている。

しかしながら、燃料として天然ガスを使用する発電設備を新設し、二酸化炭素の排出量が増加することから、2050 年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、天然ガスと水素の混焼発電、CCU（Carbon dioxide Capture and Utilization：二酸化炭素回収・利用）や CCS（Carbon dioxide Capture and Storage：二酸化炭素回収・貯留）により、温室効果ガスの更なる削減に努める必要がある。また、川崎市における一部の大気環境の測定地点で、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく二酸化窒素の対策目標値の下限値を達成していないことから、燃焼条件等の検討の際には窒素酸化物の排出量に留意するとともに、可能な限り優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を踏まえた対象計画を策定する必要がある。

配慮書に示されている複数案から対象計画を策定するに当たっては、大気環境及び景観を始めとする様々な環境要素を考慮し、総合的な見地に立って判断するとともに、策定の経緯について明らかにする必要がある。

2 個別事項

(1) 大気質

極めて近接した地域に複数の火力発電所が存在することから、対象事業による大気質の環境影響を予測するだけでなく、近接する火力発電所の排ガスとの複合影響の予測と対象事業の寄与率を今後の環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）等において明らかにする必要がある。

(2) 水蒸気白煙

復水器の冷却は冷却塔により行う計画であり、周辺に存在する既設冷却塔などにより影響を受けるとともに、湿度等の気象条件によっては、周辺の保育園、病院、住居などへの排気（水蒸気）の拡散、船舶、自動車交通などへの白煙による視程障害等の影響を及ぼすことが懸念される。そのため、今後の方法書等において冷却塔排気による影響について検討する必要がある。

また、周辺に既設の冷却塔や発電所煙突などが存在することは、それらの施設からの排気の巻き込みなどにより、当該施設の冷却塔排気の拡散へ

の影響、冷却塔稼働時の冷却性能へ影響が生じることも懸念される。そのため、周辺施設の排気の巻き込みなどの観点から、冷却塔を含む発電施設の最適な配置・位置を必要に応じて検討する必要がある。

(3) 土壌汚染

事業実施想定区域内に土壌汚染のおそれがあることから、土壌汚染が判明した場合の基本的対処方針を今後の方法書等において明らかにする必要がある。